

告示

埼玉県選管告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和五年十二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
県営高層石原団地 集会所	埼玉県熊谷市石原二千十九番地一	埼玉県知事	五十人
県営玉井団地第一 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営玉井団地第二 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営玉井団地第三 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営玉井団地第四 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営熊谷肥塚団地 集会所	埼玉県熊谷市肥塚九百三十六番地一	埼玉県知事	五十人